

## 平成23年度長官所長会同配布資料目録

- 1 会同日程
- 2 会会員名簿
- 3 会同席図
- 4 会同進行予定

平成23年度長官所長会同日程

時間 日 (曜日)	9:30 ~ 12:00	12:00 ~ 13:00	13:00 ~ 15:00	15:00 ~ 17:00
9日 (木)	最高裁判所長官 挨拶 協議	昼食 休憩	拝謁等	協議

平成23年度長官所長会同会同員名簿

東京高等裁判所長官	富	越	和	厚
大阪高等裁判所長官	吉	戒	修	一
名古屋高等裁判所長官	房	村	精	一
広島高等裁判所長官	中	山	隆	夫
福岡高等裁判所長官	池	田		修
仙台高等裁判所長官	一	宮	なほ	み
札幌高等裁判所長官	山	崎		恒
高松高等裁判所長官	佐々	木	茂	美
東京地方裁判所長	岡	田	雄	一
東京家庭裁判所長	西	岡	清一	郎
横浜地方裁判所長	大	坪		丘
横浜家庭裁判所長	成	田	喜	達

さいたま地方裁判所長	倉	吉	敬
さいたま家庭裁判所長	山	名	学
千葉地方裁判所長	山	崎	学
千葉家庭裁判所長	松	田	清
水戸地方裁判所長	小	池	裕
水戸家庭裁判所長	本	間	榮一
宇都宮地方裁判所長	荒	井	勉
宇都宮家庭裁判所長	田	中	亮一
前橋地方裁判所長	三	好	幹夫
前橋家庭裁判所長	小	川	正明
静岡地方裁判所長	大	谷	直人
静岡家庭裁判所長	竹	花	俊徳
甲府地方・家庭裁判所長	金	井	康雄

長野地方・家庭裁判所長	貝	阿	彌	誠	
新潟地方裁判所長	角	田	正	紀	
新潟家庭裁判所長	高	野	芳	久	
大阪地方裁判所長	吉	野	孝	義	
大阪家庭裁判所長	中	路	義	彦	
京都地方裁判所長	松	本	芳	希	
京都家庭裁判所長	二	本	松	利	忠
神戸地方裁判所長	川	合	昌	幸	
神戸家庭裁判所長	谷	口	幸	博	
奈良地方・家庭裁判所長	田	中	澄	夫	
大津地方・家庭裁判所長	柴	田	寛	之	
和歌山地方・家庭裁判所長	金	子	順	一	
名古屋地方裁判所長	片	山	俊	雄	

名古屋家庭裁判所長	加	藤	幸	雄
津地方・家庭裁判所長	林		道	春
岐阜地方・家庭裁判所長	富	田	善	範
福井地方・家庭裁判所長	長	門	栄	吉
金沢地方裁判所長	並	木	正	男
金沢家庭裁判所長	西	尾		進
富山地方・家庭裁判所長	柴	田	秀	樹
広島地方裁判所長	高	野		伸
広島家庭裁判所長	上	田	昭	典
山口地方裁判所長	古	川	行	男
山口家庭裁判所長	檜	崎	康	英
岡山地方裁判所長	園	部	秀	穂
岡山家庭裁判所長	水	上		敏

鳥取地方・家庭裁判所長	矢	延	正	平
松江地方・家庭裁判所長	古	田		浩
福岡地方裁判所長	山	口	幸	雄
福岡家庭裁判所長	榎	下	義	康
佐賀地方・家庭裁判所長	森		宏	司
長崎地方裁判所長	米	山	正	明
長崎家庭裁判所長	小	島	正	夫
大分地方・家庭裁判所長	中	谷	雄	二郎
熊本地方裁判所長	難	波	孝	一
熊本家庭裁判所長	松	本		久
鹿児島地方・家庭裁判所長	木	口	信	之
宮崎地方・家庭裁判所長	坂	井		満
那覇地方裁判所長	木	村	元	昭

那覇家庭裁判所長	筏	津	順	子
仙台地方裁判所長	河	村	吉	晃
仙台家庭裁判所長	秋	武	憲	一
福島地方裁判所長	小	磯	武	男
福島家庭裁判所長	佐	藤	公	美
山形地方・家庭裁判所長	水	野	邦	夫
盛岡地方・家庭裁判所長	宮	岡		章
秋田地方・家庭裁判所長	豊	田	建	夫
青森地方・家庭裁判所長	長		秀	之
札幌地方裁判所長	齋	藤		隆
札幌家庭裁判所長	近	藤	壽	邦
函館地方・家庭裁判所長	山	田	俊	雄
旭川地方・家庭裁判所長	小	野		剛



釧路地方・家庭裁判所長	佐久間	邦夫
高松地方裁判所長	小佐田	潔
高松家庭裁判所長	岡原	剛
徳島地方・家庭裁判所長	菊池	洋一
高知地方・家庭裁判所長	山田	知司
松山地方裁判所長	河邊	義典
松山家庭裁判所長	安藤	裕子



平成23年度長官所長会同進行予定

内 容	提 案 庁	担当局	時 間	備 考
<p>最高裁判所長官挨拶</p> <p>1 非常災害時における司法行政上の対応について（東日本大震災の経験と教訓）</p> <p>2 裁判員法施行後2年が経過した現段階において，裁判員と裁判官とのより実質的な協働の実現などその適切な運用に向けて取り組むべき課題</p>	千葉地（山崎）	総務局	9:30～ 9:40	10分
			9:40～11:05	85分
			(休憩10分)	
		11:15～12:00	45分	
		12:00～13:00	昼食	
		13:00～15:00	拝謁等	
刑事局	15:00～17:00	120分		

# 意 見 要 旨

高等裁判所長官  
地方裁判所長 会 同  
家庭裁判所長

平成23年6月9日開催

裁判員法施行後2年が経過した現段階において、裁判員と裁判官とのより実質的な協働の実現などその適切な運用に向けて取り組むべき課題

(千葉地裁)

#### (1) 裁判員裁判の現状とあるべき姿

制度施行2年目には、犯人と被告人の同一性が深刻に争われる事件や、死刑求刑が行われる事件など、裁判員にとって負担の重い事件の審理が本格化した。こうした状況の中でも、裁判員候補者の出席率は、一貫して80%以上という高い率を保ち、平成22年度の裁判員経験者に対するアンケート調査結果によれば、良い経験と感じた方々が95.2%に達している。制度は、国民の協力を得るという点では、これまでのところ極めて順調であったといえよう。

その一方で、運用に当たる法曹の側には、検討すべき課題が多々あるように思われる。

施行前の議論においては、裁判員制度の下では、裁判員が審理・評議に主体的かつ実質的に参加し、裁判官と真の意味で協働することを可能にするため、直接主義、口頭主義に基づいた公判中心の審理と、それを可能にする迅速で適正な公判前整理が不可欠であり、「精密司法」「詳密な審理及び判決」と表現されていた従来の刑事裁判実務を根底から見直す必要があることについて、異論はなかったところである。

ところが、施行後2年が経過し、運用がある程度積み重ねられてくるにつれ、裁判員制度の理念とは相容れない傾向が出てきているといわざるを得ない。裁判所としては、裁判員裁判のあるべき姿に立ち返り、それとの乖離の原因はどこにあるのか、あるべき姿実現のための方策は何かを常に考えていく必要がある。

#### ア 公判前準備の長期化傾向について

昨年度の長官所長会同においては、事件の滞留問題が指摘され、まずは自白事件など問題の少ない事件について、公判準備の標準的なプラクティスを

策定することが必要であると議論された。その後各庁において検討が重ねられ、統計データによると、昨年6月までは、月を追うごとに未済事件が増加していたが、新受件数が予想を下回るという状況があったとはいえ、昨年7月以降の累計では既済件数が新受件数を上回るなど、滞留現象は改善しつつあるように思われる。

他方で、公判前整理手続期間はほぼ一貫して長期化し、これに伴って審理期間も長期化傾向が続いている。統計データによると、制度施行から平成21年12月末までの自白事件の公判前整理手続期間は平均2.8月であったが、平成22年1月から12月末まででは平均4.8月、平成23年1月から2月末まででは平均5.0月となっている。それぞれの期間の自白事件の平均審理期間をみても、4.8月から7.4月、7.5月にまで延びている。

昨年の長官所長会同では、当事者も裁判所も新たな制度の運用ということで慎重になりすぎ、必要以上に時間をかけすぎているのではないかという指摘がなされたが、その後も、公判前整理手続期間や審理期間が短縮化していく兆候は残念ながらみられない。自白事件の公判前整理手続期間をみても、明らかに短くなったのは、起訴から検察官が証明予定事実記載書面を提出するまでの期間のみである。その後弁護人が証拠意見を述べ予定主張を明らかにするのに要する期間や、三者で主張や証拠の整理をする期間は短くなっていない。公判前整理の迅速な進行に最終的に責任を持つのはいうまでもなく裁判所であり、あらためて訴訟の進行管理についてしっかりとした意識を持つ必要がある。

さらに、ここで注目したいのは、裁判員等経験者に対するアンケート結果である。制度施行当初の平成21年度のデータと、平成22年度のデータを比較すると、「審理内容の理解のしやすさ」、「法廷等での説明等の分かりやすさ」、「評議における話しやすさ」、「評議における議論の充実度」な

どすべての項目でデータが悪化している。しかも、自白事件だけについても、悪化の傾向は変わらない。

法曹三者は、このアンケート結果を深刻に受け止め、その原因を分析し、対処策を講じる必要がある。自白事件においてすら、期間の短縮が実現せず、裁判員経験者のアンケート結果も悪化している原因として、手続全般にわたって書面への依存が高まっている傾向を指摘せざるを得ない。

#### イ 手続全般にわたって書面への依存が高まっている傾向について

近時、手続全般にわたって書面への依存が高まっており、それに伴い審理・判決の詳密化が進んでいるように思われる。

昨年9月の裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会において、検察官委員が視覚的に分かるように工夫された例として提出した冒頭陳述メモについて、有識者委員から、事案と証拠を網羅的かつ詳密に記載し、裁判員裁判のあるべき姿とかけ離れた精密司法の残滓であるとの批判がされた。

千葉地裁における経験に照らしても、検察官の主張・立証は、有罪を得るため書面により万全な主張をすべきであるとする旧来の網羅的精密司法の発想から抜け出していない。弁護人の側でも、検察官に倣って詳密な主張を書面にして提出する例が見られる。その結果、証拠調べも書面の記載に基づいたものとなり、裁判員にとっては一見分かりやすいように見えても、生き生きとした審理の中で心証を取ることができるようなものにはなっていないのではないか。自白事件においてすら審理の分かりやすさについて裁判員の評価が低下してきているのは、こうした審理の在り方と関連があるのではないか。さらに、判決書も、当該事案のポイントを的確に捉えた説得力に富んだものは少なく、当事者から提出された詳しい書面の内容に網羅的に触れる総花的・定型的なものが増え、どうしてそのような量刑をしたのか判然としない判決書も少なくない。

裁判員と裁判官との真の協働を実現するためには、口頭主義に基づいた、

分かりやすくポイントを突いた審理の実現が不可欠であるが、当事者の主張・立証は裁判所の姿勢に影響されるところが大きい。まずは裁判所が適切な実務慣行を作り上げることに精力を傾注すべきである。そのためには、裁判官自身が、その事件を特徴付け、事実認定や量刑判断のポイントとなる事項を的確に把握することが不可欠である。それなしでは、当該事案のポイントを踏まえた公判前整理手続、審理・評議を實踐し、判決書を作成することは難しい。

#### ウ 上記の問題状況に対する司法行政面からの対処

公判前準備の迅速化については、昨年の長官所長会同でも確認されたことであるが、引き続き、各庁において、所長が、常時係属する裁判員裁判の状況を的確に把握し、検討の場を設けるなどの司法行政面での対処が欠かせない。

書面依存の傾向、審理・判決の詳密化の問題については、まず、その根底にある裁判官の精密司法的思考について問題意識を喚起する必要がある。

その上で、事態の改善に向けた具体的な取組を考える必要があるが、そのひとつとして、実際の事件を素材として、公判準備の在り方や判決書等について、裁判官同士で率直な意見交換を行うことが考えられる。4月に司法研修所で実施された研究会では、実際の記録に基づいて判決書の問題点が議論され、その結果を踏まえた判決書試案が示された。千葉地裁では、所長も参加して、この判決書試案のほか千葉での事案を材料として継続的に意見交換会を実施している。

また、当事者の主張・立証の在り方の改善のためには、検察庁の決裁官や弁護士会の幹部と話し合う必要も考えられるが、この面でも所長が支援していく必要がある。司法行政面からの支援の方法として何が適切かについては、各庁の実情も伺いながら議論を重ねたい。



## (2) 裁判員経験者の意見を把握し制度運営に活かすための具体的方策

裁判員経験者の意見把握に関しては、アンケートと記者会見のほか、昨年からは各地で意見交換会が実施されており、千葉地裁でも昨年11月に実施した。しかし、広報という側面があるためか、運用改善に向けた踏み込んだものには至らず、漠然とした感想・印象を求めるにとどまってきたのが実情と思われる。制度を定着させていく上では、一步踏み込んで運用上の問題点を洗い出し、その対策を検討するため、定型的なアンケートでは把握できない裁判員の率直な意見を収集することが重要であると考え、今年度は、少なくとも年2回実施するとともに、形式、内容も改善する方向で現在準備作業中であるが、各庁のご意見を伺いたい。

また、こうして把握された有益な意見について、各裁判体に還元する仕組みなど、制度運営に活かす方策についても意見交換を行いたい。

## (3) 裁判員裁判に関する報道の現状と広報の在り方

### ア 裁判員裁判の報道の現状

メディアは、制度施行当初は連日のように裁判員裁判を報道していたが、最近では、死刑求刑事件、有罪・無罪が深刻に争われている事件など社会的に注目を集めている事件中心の報道になっている。

裁判員等経験者の記者会見でも、記者の参加人数が経験者の数を下回るなど激減し、質問も低調である。制度の意義を肯定的に評価する意見が多く述べられているにもかかわらず、消極的な評価をする意見や不満を中心に報道するようになっている。

### イ 施行後2年を経た裁判員裁判の意義に関する広報について

このような報道のみでは、国民に制度の本質について誤解を与え、制度の運営に重大な影響を及ぼしかねない。裁判所として、制度の意義を正確に伝えてもらえるような広報が不可欠である。中央及び各庁レベルで、データに基づき随時適切な情報提供を行うとともに、記者クラブとの懇談会を開催す

るなどして、裁判官裁判と比較し、施行後2年を経た裁判員裁判で刑事裁判のどこがどのように変わったのか、その上で裁判員裁判の意義をどう考えるのかなどについて、正確に伝えていく必要があると考える。

ウ 国民の参加意欲を高めるための裁判員制度広報の必要性とその充実方策

本年1月から2月にかけて実施された一般国民に対する裁判員制度の運用に関する意識調査では、「参加したい」「参加してもよい」という国民が減少し、「あまり参加したくない」「義務であっても参加したくない」という国民が増大した。その原因は必ずしも明らかではないが、昨年の11月から年末にかけて、死刑が求刑されたり、事実認定が難しい裁判員裁判が続いたことが影響しているのではないかと考えている。裁判員制度は、国民の協力があって始めて成り立つ制度であるから、今後とも国民の参加意欲を高めるための広報が不可欠である。

そのためには、引き続きアンケートや意見交換会等で出された裁判員経験者の意見、感想等を紹介するとともに、各種データを活用して制度の正確な現状と意義を伝えていくことが有益と考えられる。そのための具体的方策について各庁のご意見を伺いたい。

平成23年6月9日

高等裁判所長官  
地方裁判所長  
家庭裁判所長  
会 同

## 最高裁判所長官挨拶

## 最高裁判所長官挨拶

このたびの東日本大震災は、東北地方の太平洋沿岸を中心とする広範な地域に甚大な被害をもたらしました。この震災によって亡くなられた多くの方々のご冥福を心からお祈りいたします。また、多数の方々が、住居や生計の手段を失い、将来の見通しを立てられぬまま厳しい生活を送っておられます。さらに震災に伴って発生した原子力発電所の事故は、今もなお、住民の生活を脅かしています。これらの方々の生活が一時も早く再建されることが、目下の最優先の課題であり、国民すべての願いです。

裁判所について考えてみても、震災の直後から、現在までの段階、さらに今後の復興へと、時間を追ってなすべきことはおのずから異なってきます。職員自身や家族の安全の確認、地域、住民の被害状況の把握、庁舎をはじめとする執務態勢の確保、被災者に対する支援、要急の裁判事務への対応など、被害が広範、深刻であるだけに、多くの課題があることはいうまでもありません。すべてが、かつて経験したことのない異常な事柄であり、平素、法の運用という限られた視点から活動している裁判所にとって、戸惑

うことも少なくありません。しかし、何よりも重要なことは、災害を受けた地域、国民と一体となって、その生活の再生に向けて最善を尽くすという明確な意識を持ち続けることであろうと思います。幸い職員各位の努力、地元自治体の協力を得て、事務移転を行った福島富岡簡易裁判所を除くすべての裁判所が機能を回復し、ほぼ通常の職務を開始できるようになりました。被災地の方々の復興に至る道筋は未だ明確ではありませんが、相続、後見といった家庭の問題、借地借家、債務整理、あるいは労働関係事件など大規模な災害に伴って当然生じてくる多くの問題については、これまでの経験を踏まえ、迅速、的確にニーズに対応していくことができると思います。他方、今般の原子力発電所の事故は未だ経験したことのない規模のものであり、関連する多くの困難な問題が予想されます。また、復興計画の内容によっては、土地の利用、建物の建築のあり方、農業、水産業、あるいはこれらに関連する地域の産業の再生について新たな法的問題が生ずることも考えられます。これらはいずれも、これからの社会のあるべき姿と密接に関連する問題であり、柔軟で、多角的な視点から検討することが求められます。関係機関と連携を深め、情報把握に

努めるとともに、様々な事態に対処しうるよう検討しておくことが必要です。

裁判員制度が実施されて2年余りが経過しました。これまで約2100件の事件が審理され、1万6000人の国民が、裁判員又は補充裁判員として審理に参加しました。特にこの1年は、審理に長期間を要する事件、死刑求刑が予想されるなど心理的負担の重い事件の審理も行われましたが、いずれの事件についても、裁判員が誠実、かつ熱心に審理、評議に参加され、対象とされているすべての類型の事件について十分対応しうることが示されてきております。また、裁判員裁判の結果も次第に積み重なってきており、未だ十分とはいえませんが、様々な観点からこれまでの裁判との比較ができるようになってきました。2年間の経験という制限の下で感想を述べるならば、裁判員制度は、参加する国民の高い意識に支えられ、おおむね順調にスタートしたと考えられ、また、その結果についても国民の理解が広がっているといえることができます。しかし、運営に当たる法律家の側には検討すべき課題が少なくないように思われます。当初見られた事件の滞留はかなり改善されましたが、第1回公判までの準備の期間は大幅に長期化し、

簡単な事件であっても詳細な書面が利用され、判決書も従来型のものが増えるなど、裁判員制度が理想とした口頭による直接の審理とは言い難い、書面主義に近い運用が広がりつつあるように思われます。裁判員経験者に対するアンケート調査の結果、争いのない事件についても理解のしやすさが低下していると認められるのは、こうした運用の端的な現れであろうと思います。裁判員裁判の定着のためには、常に制度の趣旨、その出発点を確認し、一つ一つの事件について、それが実現されているかどうか点検し、法曹自身が、事件の実体に沿った、分かりやすい審理を実現するための技術を身につける努力を重ねていかなければなりません。

この会同で論じるべき事柄は他にも多々ありますが、何よりも、この大震災からの速やかな復興が最大の急務であることはいうまでもありません。このような厳しい現実の中で、国民の信頼に応える司法を実現していくためには、裁判所職員全員が、その職務の意義、役割を改めて認識し、最善の努力を尽くしていかなければなりません。その実践の過程は、多くの議論よりもはるかに意義のあることと思います。被災地域に勤務する職員の中には、肉親を亡くし、

家を失った方々もおられますが、そうした状況のもとで、裁判所の業務の回復のため力を尽くしてこられました。その努力にあらためて敬意を表し、全国の裁判所の職員が、一体となって復興への強い連帯の意識を抱いていることを重ねて申し上げたいと思います。

以上をもって、私の挨拶といたします。



## 平成23年度長官所長会同協議結果概要

6月9日、最高裁判所において、高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同が開催された。協議事項は、①非常災害時における司法行政上の対応について（東日本大震災の経験と教訓）、②裁判員法施行後2年が経過した現段階において、裁判員と裁判官とのより実質的な協働の実現などその適切な運用に向けて取り組むべき課題、であり、これらの事項について活発かつ幅広い意見交換がされた。その概要は、以下のとおりである。

### 1 非常災害時における司法行政上の対応について（東日本大震災の経験と教訓）

東日本大震災後の対応に関する被災庁からの報告を踏まえ、非常災害時において、災害発生から裁判所が復旧するまでの事態の推移に応じて求められる司法行政上の対応について議論した上で、今回の経験から得られる教訓について意見交換した。

まず、災害発生直後の対応に関しては、被災庁から、災害対策本部を設置し、管内の各裁判所や職員等の被災状況の把握に努めたが、通信手段が制約されていたため、正確な情報を迅速に収集することが困難であったことなどが報告された。これらの報告を踏まえ、支部や簡易裁判所の被災状況や職員の被害状況を適切に把握するため、通信手段が制約された状況における情報収集・伝達の方法等について検討する必要があること、所長を中心に、効果的に機能する指揮命令系統を確立することが必要であることなどが確認された。

次に、通常の業務態勢に復するまでの対応に関しては、被災庁から、震災発生後、裁判期日を取り消し、緊急を要する事件のみを取り扱う態勢にしたこと、その後裁判所や地域の被災状況、復旧状況を踏まえて、順次業務態勢を拡大し、通常の態勢に復したことなどが報告された。これらの報告を踏まえ、被災地の裁判所では、できる限り早期に業務態勢の確保の見通しを立てる必要があること、そ

のためには、地域の被災状況や復旧状況について自治体や関係機関等とも連携しながら広く正確な情報を収集した上で、事務局のみならず裁判部との間でも適切に情報を共有すべきであることなどが確認された。また、議論の中では、情報収集の在り方として、状況に応じて、所長が自ら被災地に赴き、被害の状況を確認することも一つの方法であるとの意見が述べられた。

さらに、通常の業務態勢に復した後の対応に関しては、被災庁から、家事事件の手続案内や申立てが増加している旨報告され、これを踏まえ、今後も、被災地の様々な法的ニーズを迅速かつ的確に把握し、これに適切に対応することが必要であり、そのためには関係機関等と連携しながら幅広く情報を収集した上で、的確に事件動向等を把握し、必要な態勢を整備していく必要があることなどが確認された。また、裁判員裁判に関し、被災地域の裁判員候補者の負担に配慮し、被災の深刻な太平洋沿岸部の地域について呼出しを控える対応が取られたことが報告されたが、これについて特に異論は出なかった。

今般の震災による教訓としては、災害発生時の対応は、事態の推移に応じて極めて多様であって、防災計画等にも限界があり、最終的には、組織の中核を担う裁判官を含む幹部職員が、地域における国の機関としての裁判所の役割といった基本的な事柄を十分意識して行動することが重要であり、日ごろから、そのような観点からの防災意識を涵養することが必要であることが確認された。

## 2 裁判員法施行後2年が経過した現段階において、裁判員と裁判官とのより実質的な協働の実現などその適切な運用に向けて取り組むべき課題

裁判員制度は、施行2年を経過し、既に2100件を超える事件で判決が言い渡された。参加された国民の高い意識に支えられて概ね順調にスタートし、その結果についても国民の理解が広がっていると見られることが指摘された。しかし、その一方で、自白事件を含め、当事者の作成する書面が詳細化し、立証の面でも書証の比重が増し、判決書も同様に従来のような精密なものとなっているなど、全体として、書面への依存が高まっている傾向が指摘され、その結果の一つとし

て、審理が分かりやすかったとする裁判員等経験者の比率が減少していることなどが問題とされた。

書面への依存が高まっている背景には、口頭よりも書面での主張・立証の方が確実で安心であるといった旧来の意識が法曹三者の間に根深く残っていることが関係しているのではないかと、裁判官自身、事実認定及び量刑判断のポイントとなる事項を把握して裁判員裁判の手続を主宰するという役割を十分に果たしていないため、当事者から網羅的で詳細な書面が提出される結果を招いている面もあるのではないかと、裁判員の資質が高く、多くの情報を知りたがっているのではないかと、などの意見が出されたが、基本的に、裁判員制度のもとでは、直接主義、口頭主義による審理が原則であるということが十分理解されていないのではないかとということが確認された。その上で、こうした傾向から脱却するための方策として、裁判所を始めとする法曹三者の意識改革を更に進める必要がある、自白事件においても、同意された供述調書でなく、証人尋問による立証を行うことを口頭による分かりやすい審理の方法として活用する必要がある、などの意見が出された。結論として、裁判所として、自白事件を含め、直接主義・口頭主義・公判中心主義の意義を再確認し、公判前整理手続、審理、評議、判決書のあるべき姿について原点に立ち返った検討を続け、当事者の協力も得て運用の改善を実践していく必要があり、司法行政面からそのバックアップをしていくことが重要であることが確認された。

そうした審理の在り方を検討する上でも、また、裁判員制度の問題点を国民に伝えていく上でも、裁判員等経験者の意見を把握することの重要性が指摘され、具体的方策について議論が行われた。裁判員等経験者から、審理の分かりやすさについて率直な意見を聴取するなどして、裁判員裁判の運営改善に役立てることが必要であり、その方向で意見交換会を実施していくことが確認された。

非常災害時における司法行政上の対応について  
(東日本大震災の経験と教訓)

1 非常災害時の対応の留意点

この協議テーマについては、「情報収集の在り方」と「裁判事務の取扱い」を巡るさまざまな論点を中心に議論することを予定しているが、非常災害時に求められる対処方策やそれを考える際の留意点は、当然のことながら、災害発生直後から復旧が完了する段階に至るまで、事態の推移に従って変化していくものである。したがって、このテーマを論ずるに当たっては、以下の各フェイズに分けた上で、そのフェイズごとに想定される状況を共通の前提にして意見交換するのが、充実した議論に資すると考えられる。

(1) 災害発生直後の緊急対応段階（フェイズ1）

(想定される状況)

地震や津波の襲来の際は、職員は、何はさておき自らの身の安全の確保を図ることが最優先であるが、そうした危難が一応去ったとみられる時点で、裁判所組織として、まず何をすべきか、その際どういう点に留意しなければならないか、が最初の問題である。その時点では、職員の安否や庁舎等の被災状況は不明であり、周辺地域の被災状況の全容もつかめないという状況であろう。そうした状況の下で、緊急に行うべきこととしては、例えば、以下のようなことが考えられようか。裁判所やその周辺地域の被災状況によっては、近隣の住民が裁判所に避難して来ることもあり得るので、その受入れや支援も念頭に置く必要があるだろう。

ア 対策本部（司令塔）の立上げと情報伝達の態勢の確保

イ 庁舎等の被災状況の把握、安全性の確認

ウ 職員、来庁者等の安否確認と緊急に必要な支援

エ 当面の事件処理方針の決定

(2) 緊急対応段階を脱し通常の業務態勢に復するまでの段階（フェイズ2）

(想定される状況)

庁舎の安全性の確認の結果、損傷がひどく使用不能の法廷等が多少みられるほかは、ほとんどの庁舎の安全性に問題はなく、若干の修復を必要とする箇所はあっても、当面の使用に支障がないことが確認された。また、職員の安否確認の結果、全員の無事が確認されたが、肉親を亡くしたり、自宅や家財が津波で流失損壊したりするなど、大きな被害を受けた者が少なからずいることが判明した。管内の弁護士の事務所も被災して、業務再開の見通しが立たない者も少なくない。裁判所周辺地域や管内市町村の被災状況が徐々に伝わり、津波の被災地などでは、鉄道が寸断され、道路が通行止めになるなど交通が途絶し、通信も極度に制約されている地域があ

る。そうした中、電気、水道、ガスなどのライフラインの全部または一部が止まり、食料、燃料などの生活物資の不足も加わって、職員の間には、出勤はもとより生活の維持にも困難を来す状況がみられた。

この段階で検討すべきこととしては、例えば、以下のような事項が考えられるが、そのうち、裁判所の全体の姿勢に関わる事項や対外的に影響が及ぶ事項については、上級庁との協議を欠かすことができない。被災地の裁判所の負担を最小限にしつつ必要な情報を収集し、これを上級庁と共有して、意思疎通と連携協力を図ることも重要な課題になろう。

- ア 裁判所周辺地域の被災状況の確認と救援物資の提供などの支援
- イ 被災地域在住の非常勤職員や成年後見人等の安否確認
- ウ 緊急事件の処理とそのための態勢の確保
- エ 庁舎の一時閉庁、事務移転の検討
- オ 裁判所業務の段階的復旧に向けての検討

### (3) 通常の業務処理態勢に復旧した後の段階（フェイズ3）

（想定される状況）

一部の道路は未だ開通せず、公共交通機関にもなお不通区間が残っているが、交通通信手段やライフラインは、大部分の地域で復旧し、生活物資の供給も安定してきた。もっとも、依然として多くの住民が避難所生活を脱することができず、被災家屋の復旧や瓦礫の撤去も進んでいない。裁判所自身の業務処理態勢は概ね通常に復したが、被災した弁護士や当事者の復旧の遅れもあるのか、全般に新規に申し立てられる事件数は、災害前と比べて相当低い水準にある。過去の経験では、災害を原因として、いくつかの種類の事件が急増することもあり得るので、事件動向を予測し、態勢の整備が遅れないように準備しなければならないが、管轄区域内の住民が置かれている全体的な状況やそのニーズに関する情報は必ずしも十分に入手できていない。

この段階では、例えば、以下のような事項が検討課題として考えられる。なお、裁判員裁判実施庁では、裁判員とその家族の被災状況や心情を考えると、当面予定されている公判期日をそのまま実施することは困難であるが、被告人の利益等にかんがみて、裁判所や関係人の態勢が整うのを待って、できるだけ早く公判期日を開くことが課題となろう。

- ア 被災地住民のニーズの把握と司法サービスの提供の在り方
- イ 今後の事件動向の予測と態勢の整備
- ウ 裁判員裁判の再開に当たって考慮すべき事項

## 2 今般の大震災の教訓

この協議テーマについては、それぞれのサブテーマに付記した問題意識を

共通の前提として、意見交換をお願いしたい。

(1) 災害発生時における裁判官を含む職員の統率と所長のリーダーシップ  
(問題の所在)

未曾有の大災害に直面した裁判官や職員が不安心理に陥ることは避けがたい。そうした中で、各人がその職責をしっかりと自覚し、互いに助け合いながら良識ある行動をとるようになるには、どういう点に留意しなければならないか。

(2) 平素の防災意識の涵養と非常災害時の備え  
(問題の所在)

今般の大震災は、その被害が極めて広い範囲にわたること、強い揺れによる建物の損傷のほか地震直後に襲来した津波による被害が甚大であったこと、原子力発電所の統御が困難になり、今なお放射性物質による被害が続いていることなど、従来の地震災害には見られない特質がある。その経験を踏まえて、改めて防災意識の涵養に努めるとともに、非常災害時の備えを再点検する必要があるのではないか。